

新潟市体育施設等使用料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則第 5 条の規定に基づき、体育施設等使用料の徴収事務委託をしたので、下記のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 5 日

新潟市長 中 原 八 一

記

1 委託先の名称及び代表者

名称 南区スポーツフィールド運営グループ

代表者 環境をサポートする株式会社きらめき 代表取締役社長 山田 茂孝

2 使用料の徴収事務委託をする施設の名称

- ・新潟市白根野球場

3 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日